

# 兵庫県高等学校体育連盟ソフトテニス部 阪神支部 規約

## 第1章 総則

### 第1条【名称】

本支部会は兵庫県高等学校体育連盟（以下、県高体連と称す）ソフトテニス部阪神支部と称し、事務局を支部委員長勤務の高等学校におく。

### 第2条【目的】

本支部会は阪神地区における高等学校（定時制を除く、以下同じ）のソフトテニスに関する統轄団体であり、かつ県高体連ソフトテニス専門部に対して阪神地区を代表する団体であって、その目的とするところは阪神地区の高等学校ソフトテニスの健全な発達を図ることにある。

## 第2章 事業

### 第3条【事業】

本支部会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 阪神地区高等学校のソフトテニスに関する計画と実施。
2. 阪神地区において開催される県中央大会につながる高等学校ソフトテニス大会の運営に関すること。
3. 阪神地区においてソフトテニス練習会を計画してその指導を行うこと。
4. その他本支部会の目的に適合する一切の事業を行うこと。

## 第3章 組織

### 第4条【組織】

本支部会は、県高体連に加盟し、かつ兵庫県ソフトテニス連盟に登録した阪神地区の学校をもって組織する。

## 第4章 役員

### 第5条【役員】

本支部会に次の役員をおく。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 支部長  | 1名  |
| 2. 委員長  | 1名  |
| 3. 副委員長 | 若干名 |
| 4. 委員   | 若干名 |
| 5. 監事   | 1名  |

前項に定めるもののほか、委員長は第6章第10条に規定する役員会議の推薦によって委員の中から会計1名を委嘱することができる。

### 第6条【役員を選出】

1. 第5条2～5の役員は第6章第11条に規定する阪神支部顧問会議（以下、支部顧問会議と称す）において選出される。
2. 第6条第1項の選挙において、副委員長が選挙管理委員長、委員が選挙管理委員をつとめる。
3. 役員に立候補する意志のある支部顧問会員は、第6条第1項の選挙管理委員をつとめる。

### 第7条【役員の職務】

1. [支部長] 支部長は本支部会を代表し、会務を統轄する。

## 2. [委員長]

- (1) 委員長は支部長の委嘱を受け、第2章第3条の事業を行う。
- (2) 委員長は役員会議の議長を務める。
- (3) 委員長は県高体連ソフトテニス専門部の理事を兼任する。
- (4) 委員長は役員に欠員が生じたとき、阪神支部顧問会員の中から補欠役員を任命することができる。ただし、これを支部顧問会議で報告しなければならない。

3. [副委員長] 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときはその職務を代行する。

4. [委員] 委員は委員長を助け、会務の円滑な運営にあたる。

5. [監事] 監事は本支部会の財務を監査する。

6. [会計] 会計は本支部会の会計業務を担当する。

## 第8条【役員及び補欠役員の任期】

1. 役員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。
2. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 支部顧問会議

### 第9条【構成員】

支部顧問会議の構成員は第3章第4条に定める学校のソフトテニス部顧問とする。

## 第6章 会議

### 第10条【役員会議】

役員会議は委員長が招集し、第2章第3条の事業に関する事項を審議する。

### 第11条【支部顧問会議】

1. 支部顧問会議は毎年度4月、9月、3月にこれを開く。また役員会議がその必要を認めたとき、あるいは第3章第4条に定める学校の5分の1以上から要求があったときは、同会議を開かなければならない。議長は出席した役員から選ぶ。
2. 本会議の審議事項は出席者の多数をもって決定する。賛否同数の場合は委員長が決定する。

## 第7章 経理

### 第12条【経費】

本支部の経費は県高体連交付金、支部大会参加費、その他をもって充てる。

### 第13条【年度】

本支部の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

### 第14条【予算及び決算】

予備及び決算（監事の監査を経たもの）は支部顧問会議の承認を得ることを要する。

## 第8章 付則

### 第15条【規約の改正】

本規約は支部顧問会議の議決によらなければ改正できない。

### 第16条【施行期日】

本規約は平成6年4月1日より施行する。